

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 3月 1日～ 令和10年 2月29日までの 3年間

2. 内容

目標 1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

- 令和 7年 3月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当制など）
- 令和 7年 3月～ 育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度の導入

目標 2：令和10年12月31日までに、従業員全員の所定外労働時間を1人当たり年300時間未満とする。

<対策>

- 令和 7年 3月～ 所定外労働の原因分析等を行う。
- 令和 7年 4月～ 社内報などによる社員への周知
- 令和 7年 6月～ 意識改革のための研修実施・各部署における問題点の検討